



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

<シリーズ税制改正>

個人版事業承継税制が創設されました

先月から引き続き、税制改正についてのご紹介です。平成31年度において新たに創設された制度になります。

かねてより、高額な事業用資産を保有する個人事業者は、事業承継の際に多額の贈与税・相続税を課され、その納税のために資産を手放さざるを得なくなり、廃業を余儀なくされるケースが多数ありました。この度の改正において、青色申告会の長年の悲願であった「個人版事業承継税制」が創設されました。

◇個人版事業承継税制の概要◇

青色申告を行っていた事業者(不動産賃貸業を除く)の後継者として認定を受けた人が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの生前贈与又は相続等により、「特定事業用資産」を取得した場合において以下の猶予・免除が受けられます。

① 一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額が猶予される

※一定の要件とは…(ア)事業を継続すること(イ)青色申告を行うこと(ウ)譲り受けた資産を引き続き保有することなど

② 一定の事由(後継者の死亡等)により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除される

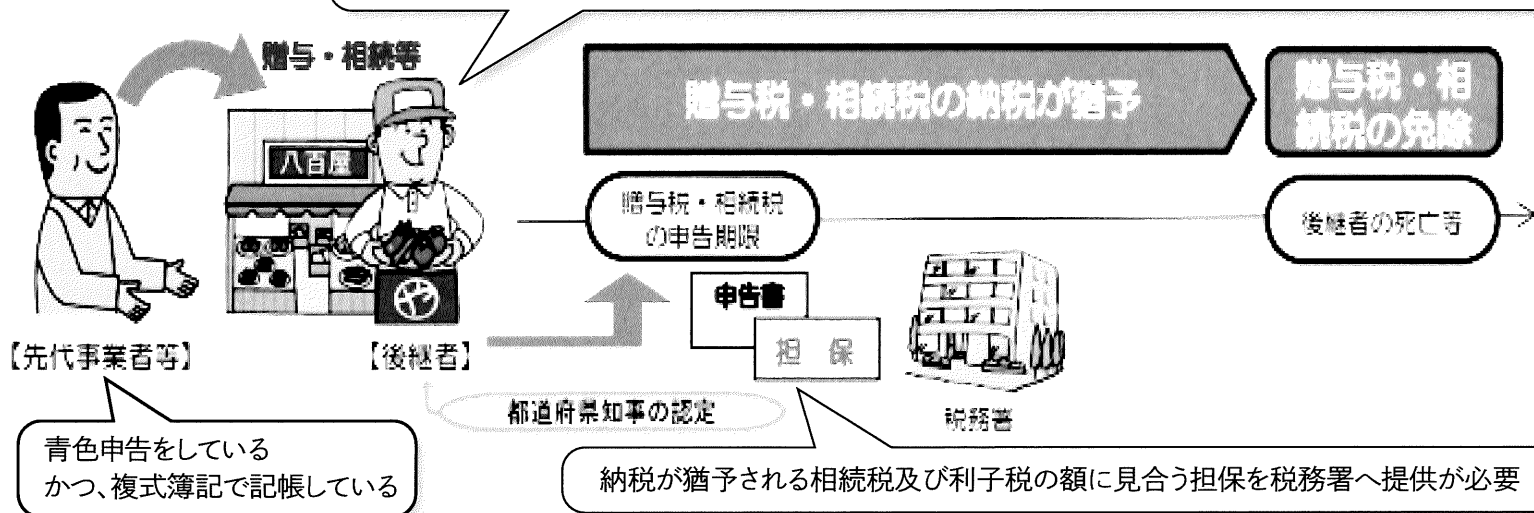
◇特定事業用資産の対象となるもの◇

先代事業者の事業用として使われていた資産であり、申告の際に貸借対照表に計上されている以下のようなものが対象となります。

- ① 土地(400㎡まで) ② 建物(床面積800㎡まで)
- ③ 償却資産税の課税対象とされているもの(機械・工具器具備品)
- ④ 車両運搬具
- ⑤ その他一定のもの(乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)



<制度のイメージ図>



上記概要にも記載のあるとおり、この制度は10年間のみの特例措置となります。相続税だけではなく贈与税の猶予も対象となるため、後継者へ事業承継を考えている方は生前からきちんと準備を進めることで、税の負担なく承継できます。ただし、後継者の死亡等により納税が免除されるまでは、あくまでも納税の猶予にすぎません。途中で事業を廃止した場合には、相続税や贈与税に利子税も加算して納税しなくてはなりませんので注意が必要です。

この記事では、抜粋して概要や主要な要件のみ記載しております。その他、先代事業者である贈与者・被相続人についての要件や、後継者の要件、贈与税の場合・相続税の場合で要件が異なる部分などがあります。事業承継について詳細が気になる方は、当会へご相談ください。

こくら 青申会情報

〒802-0081
北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館9階
TEL (093) 511-1588・FAX(093) 511-1584
ホームページアドレス <http://www.airo-k.com>
Eメール:cocoaairo@airo-k.com

vol. 56

小倉税務署定期人事異動紹介

署長に杉安 順造氏が就任 筆頭副署長に木下 朋来氏、副署長に金谷 澄人氏(留任)が就任

去る7月10日に福岡国税局人事異動が発令されました。今回の異動により、小倉税務署新幹部メンバーは下記のとおりです。なお、吉丸 純市署長は退職され、新署長には杉安 順造氏(前熊本国税不服審判所 部長審判官)が就任されました。

新幹部職員名(敬称略)

令和元年7月10日

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
署長	杉安 順造	徴収統括官	大賀 賢二	総括上席(資産)	堤 康平
筆頭副署長	木下 朋来	特別国税調査官(所得)	野口 由紀雄	審理専門官(資産)	伊藤 嘉隆
副署長	金谷 澄人	特別国税調査官(所得)	大澤 和弘	評価専門官	丁野 太介
特別国税調査官(所得)	藤田 憲二	連絡調整官(特官所得)	井田 恒敏	特別国税調査官(法人)	中上 安弘
特別国税調査官(開発)	森田 健一郎	個人課税第1統括官	武田 守	特別国税調査官(法人)	谷崎 康之
特別国税調査官(法人)	真有 鳴海	個人課税第2統括官	橋本 知和	法人課税第1統括官	末松 真見
総務課長	小林 竜也	個人課税第3統括官	有島 禎治	法人課税第2統括官	樋口 展義
課長補佐	村田 耕一	個人課税第4統括官	松崎 志穂	法人課税第3統括官	塚本 健作
税務広報広聴官	中尾 基治	個人課税第5統括官	森山 宏幸	法人課税第4統括官	野崎 実美
特別国税徴収官	久保 耕介	連絡調整官(個人)	小林 哲徳	法人課税第5統括官	江川 俊明
管理運営第1統括官	大屋 由紀則	情報技術専門官(個人)	杉山 英行	法人課税第6統括官	岡田 由起
管理運営第2統括官	瀧下 敬子	審理専門官(個人)	高木 浩昭	連絡調整官(法人)	羽月 司穂
管理運営第3統括官	泉原 弘樹	資産課税第1統括官	吉永 幹英	審理専門官(法人)	古賀 謙二
連絡調整官(管理運営)	柴崎 由紀	資産課税第2統括官	丸井 智美	酒類指導官	丸野 久
				記帳指導推進官	永瀨 哲也

全青色傷害保険

保険期間…2019年12月1日午後4時～2020年12月1日午後4時
申込締切日…2019年 9月30日(月)
口座振替日…2019年11月27日(水)

全青色傷害保険の主な特徴

- ・割安な掛金(1口月額1,250円)で死亡・後遺障害・入院・通院と幅広く大型の保障が受けられます。
- ・日常生活での事故だけでなく、就業中の事故の場合も保障が受けられます。

加入資格

効力発生日現在(その年の12月1日)、年齢が14歳6ヶ月以上75歳6ヶ月以下の方

入院疾病保障

保険期間…2019年12月1日午後4時～2019年12月1日午後4時
申込締切日…2019年 9月30日(月)
口座振替日…2019年11月27日(水)

疾病入院保障の主な特徴

- ・病気で入院は日帰り入院から最高90日まで補償
- ・保険金請求の際、病院に作成してもらう証明書代を補償
- ・青色申告会員、専従者、従業員、それぞれのご家族の方が加入可
- ・割安な掛金で大きな補償。月あたり掛金は年齢により460円～3,740円
- ・介護医療保険料控除の対象です。(経費処理する場合を除く)

加入資格

・効力発生日(その年の12月1日) 現在、年齢が満20歳から65歳未満の方

8月・9月の税務相談日

8月5日(月)・19日(月)・9月2日(月)・17日(火)です。

8月は消費税を中心に個別指導いたします。消費税のことならなんでも聞いてください。(それ以外でも結構です。)

- ・担当/西尾 榮 税理士
- ・時間/10時～12時
- ・場所/(一社)小倉青色申告会 事務局(毎日西部会館9F)

※必ず事前予約をお願い致します。

新規課税事業者・新規入会者・新規BRA購入者向け記帳確認指導会

平成30年分の売上が1000万円を超えた方は、令和2年分は消費税の課税事業者となります。

届出書が必要です。印鑑をご持参のうえ、必ずご参加ください。

また、H31年4月以降に入会&BRA購入された方の記帳確認指導会を開催いたします。記帳はしているが不安な方・わからない所がある方は是非ご参加ください。

- ・日時/9月2日(月)・3日(火)
- ・場所/(一社)小倉青色申告会 事務局(毎日西部会館9F)
- ・時間/10:00～12:00・13:30～16:00(お一人30分程度・完全予約制)
- ・携行書類/帳簿類・BRAで記帳の方は、パソコン又はデータのバックアップをしたUSB・CD等

※必ず事前予約をお願い致します。TEL(093)511-1588

全青色共済制度次期から

さて、全青色共済制度の次期共済・保険期間(令和元年12月1日～令和2年5月31日)の会費、保険料はご指定を頂いております銀行口座より下記の振替日に口座振替させていただきます。

- 全青色共済・特約/令和元年11月25日(月)
- 全青色傷害/全青色入院疾病/令和元年11月27日(水)

加入内容はつきましては、別便で送付しますハガキにてご確認をお願い致します。

なお、通帳上の表示は「サンセイシュウノウ」または「ニコス」となっています。

制度の内容は同封のパフレットにてご確認をお願い致します。

また、領収書につきましては、ご案内のとおり送付を省略させて頂いておりますのでご了承ください。

今後とも、全青色共済制度をよろしくご願ひ申し上げます。

追伸:脱退・減口・口座変更等につきましては9月13日(金)までに当会へご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※傷害・特約保険加入の方でケガをして通院・入院して医師の治療を受けた。又、共済・疾病補償加入の方が病気で入院し医師の治療を受けた。こんな場合には、保険金・給付金の請求が出来ます。請求をお忘れの場合は、当会へ早急にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

*お問い合わせ……………担当者 徳 永

